

## 八尾市高齢クラブ活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市高齢クラブ活動助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、八尾市高齢クラブ活動事業運営要綱（以下「事業運営要綱」という。）に基づき活動する単位高齢クラブ（以下「高齢クラブ」という。）及び八尾市高齢クラブ連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算で定める範囲内で、活動に要する費用の一部を助成することにより高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、事業運営要綱第2条(1)及び(2)に掲げる組織とする。ただし、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者が会員である高齢クラブを除く。

(助成対象事業)

第4条 活動に要する費用の一部を助成するにあたり、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、事業運営要綱第4条に掲げる事業とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第5条 前条の助成対象事業のうち、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとし、助成金の額は、別表における限度額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする高齢クラブ及び連合会は、毎年度当初に八尾市高齢クラブ活動助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会員の名簿または、連合会にあっては役員の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、その申請書類により助成対象事業の内容及び金額が適正であるかを審査し、助成金の交付を決定したときは、八尾市高齢

クラブ活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成金の交付申請を行った者に通知する。

（交付の条件）

第8条 助成金の交付に際しては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成金を事業運営要綱第4条以外の事業の用途に使用してはならない。
- (2) 助成対象事業に係る経費の収支状況を常に明確にしておかなければならない。
- (3) 助成金に係る関係帳簿及び領収書を整備し、助成対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保管しておかなければならない。
- (4) 助成金に係る書類は、市長の求めに応じて開示しなければならない。

2 市長は、助成金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

（助成金の請求）

第9条 第7条の通知を受けた者は、八尾市高齢クラブ活動助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の請求があったときは、請求の内容を審査し、適当と認めるときは、すみやかに助成金を概算払いにより交付するものとする。

（実績報告）

第11条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後30日以内に八尾市高齢クラブ活動助成金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告があったときは、その報告内容を審査し、助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に対し、八尾市高齢クラブ活動助成金交付確定通知書（様式第5号）により通知する。

（助成金の精算）

第13条 市長は、前条により確定した助成金の額が、第10条により交付した概算払いの額に満たないときは、助成金の交付を受けた者に対し、その差額を返還させるものとする。

（検査及び指導）

第14条 市長は、助成金の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対して、事業に関する報告または関係書類の提出を求め、職員に検査及び指導等させることができる。

（事業の変更または廃止）

第15条 助成金の交付を受けた者が、当該事業計画を変更し、または廃止しようとする

るときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 事業が予定の実施期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 恒常的に活動していることが認められないとき。
- (2) 前条の承認を受けなかったとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 虚偽、その他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 解散または活動を停止したとき。
- (6) その他助成金の交付に関し、規則またはこの要綱に違反したとき。

- 2 前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、その取り消しに係る助成金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

- 2 八尾市高齢クラブ及び高齢クラブ連合会助成事業運営要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の八尾市高齢クラブ活動助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づき、平成30年3月31日までに交付決定を行った助成金については、改正前の要綱の規定により、なお従前の例による。

(別 表)

事業区分	限度額	摘要	助成対象経費
高齢クラブ事業	<p>1年度につき、次の会員数区分により算出した額</p> <p>(1) 20人以上29人以下のクラブ 年額 10,000円</p> <p>(2) 30人以上49人以下のクラブ 月額 2,000円 ×月数</p> <p>(3) 50人以上のクラブ (月額 2,800円 + 50人以上10人増えるごとに月額 400円を加算した額) ×月数</p> <p>ただし、年額 100,000円を上限とする。</p>	<p>1 4月1日に設立されている高齢クラブにあつては、4月1日を基準として交付する。</p> <p>2 年度途中で設立した高齢クラブにあつては、設立日の会員数を基準とし、月割りで設立日の属する月の翌月から交付する。 ただし、設立日が月の初日のときは、月割りで設立日の属する月から交付する。</p> <p>3 年度途中で解散した高齢クラブにあつては、月割りで解散日の属する月まで交付する。 なお、上記2、3において、月割額を算出するに当たり100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
連合会事業	<p>事業運営要綱第4条の各号に掲げる事業ごとに、1事業につき2,000,000円を上限とする。</p> <p>ただし、合計5,000,000円を上限とする。</p>		給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料